

## 公益法人制度改革の概要

内閣官房行政改革推進本部事務局

## ◆ 明治29年の民法制定以来の大改革

※学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる(現行民法34条)

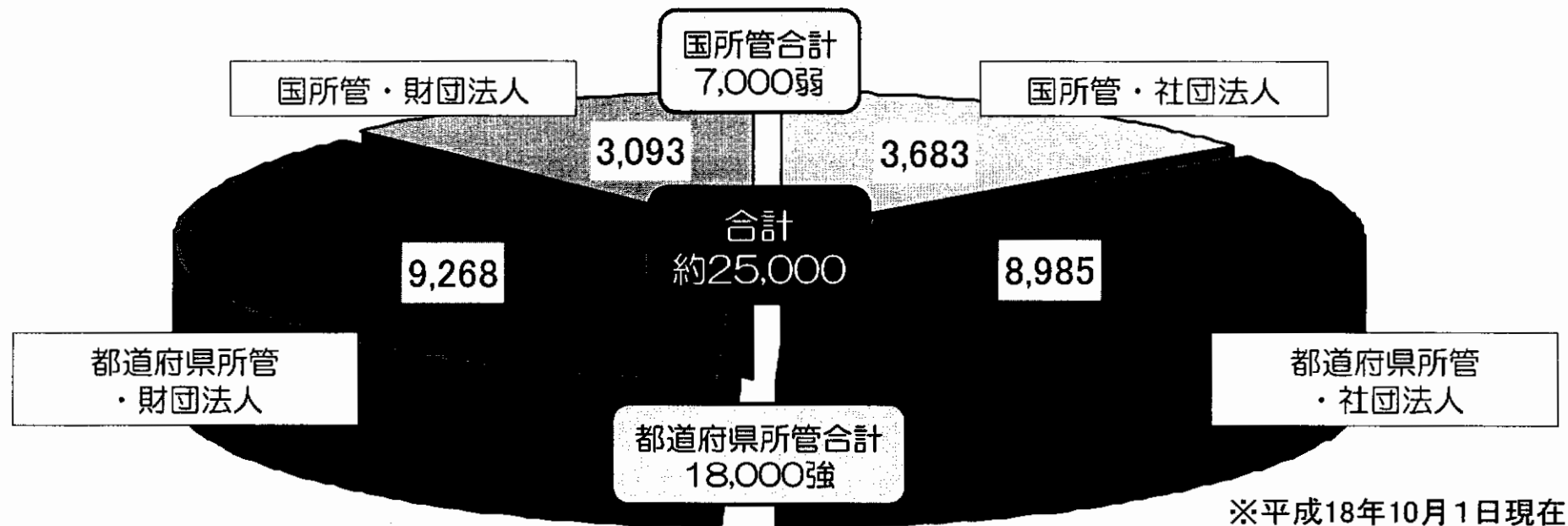
## ◆ 主務官庁の裁量権に基づく許可・監督の不明瞭性等の解決が課題

※現行の公益法人 … 国所管:約6,800、都道府県所管:約18,000 (別紙参照)

# (別紙) 現行の公益法人の現状

2007/10/12

## 現行の公益法人数



## 公益法人の具体例

- ▼ 経済団体
- ▼ 同業者団体
- ▼ 文化芸術団体
- ▼ スポーツ団体
- ▼ 学術団体
- ▼ 奨学金財団
- ▼ 各種調査研究機関
- ▼ 検査・検定機関
- 等

## 2-1 公益法人制度改革の主要な経緯①

2007/10/12

平成15年 6月

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(閣議決定)

平成15年11月

行革担当大臣の下で「公益法人制度改革に関する有識者会議」初会合。  
本会議26回、WG14回開催。

平成16年11月

「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」取りまとめ

平成16年12月

「公益法人制度改革の基本的枠組み」の具体化  
('今後の行政改革の方針')(閣議決定))

- 法制化に向けた具体的な検討を行い、
- 税制上の措置に関する専門的な検討を進め、
- 平成18年通常国会に法案提出

平成17年 6月

「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」(政府税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG)取りまとめ

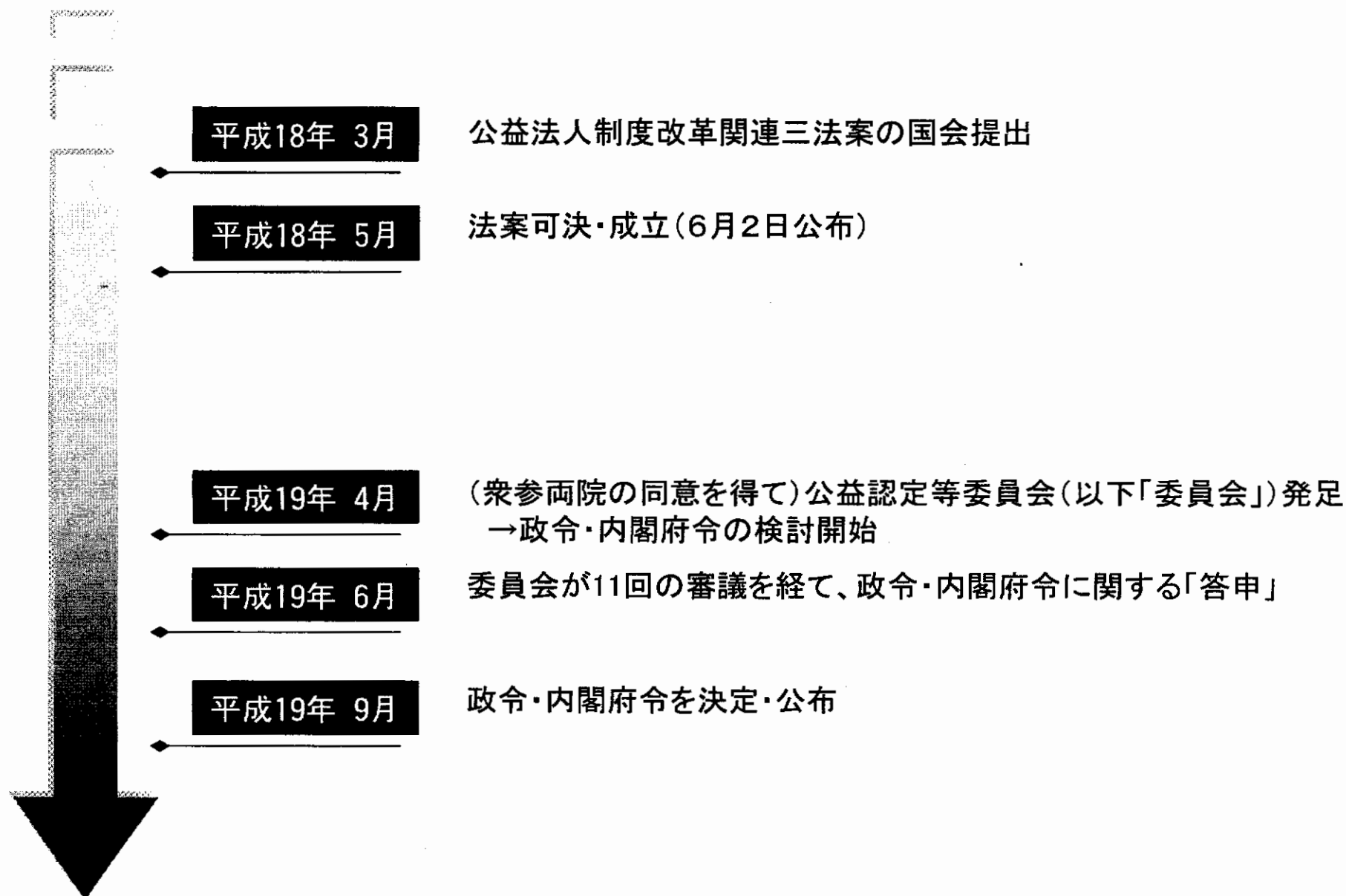
平成17年12月

「行政改革の重要方針」(閣議決定)

- 平成16年の基本的枠組みに沿って平成18年通常国会に法案提出
- 新制度施行までの間に対応する税制上の措置を講ずること

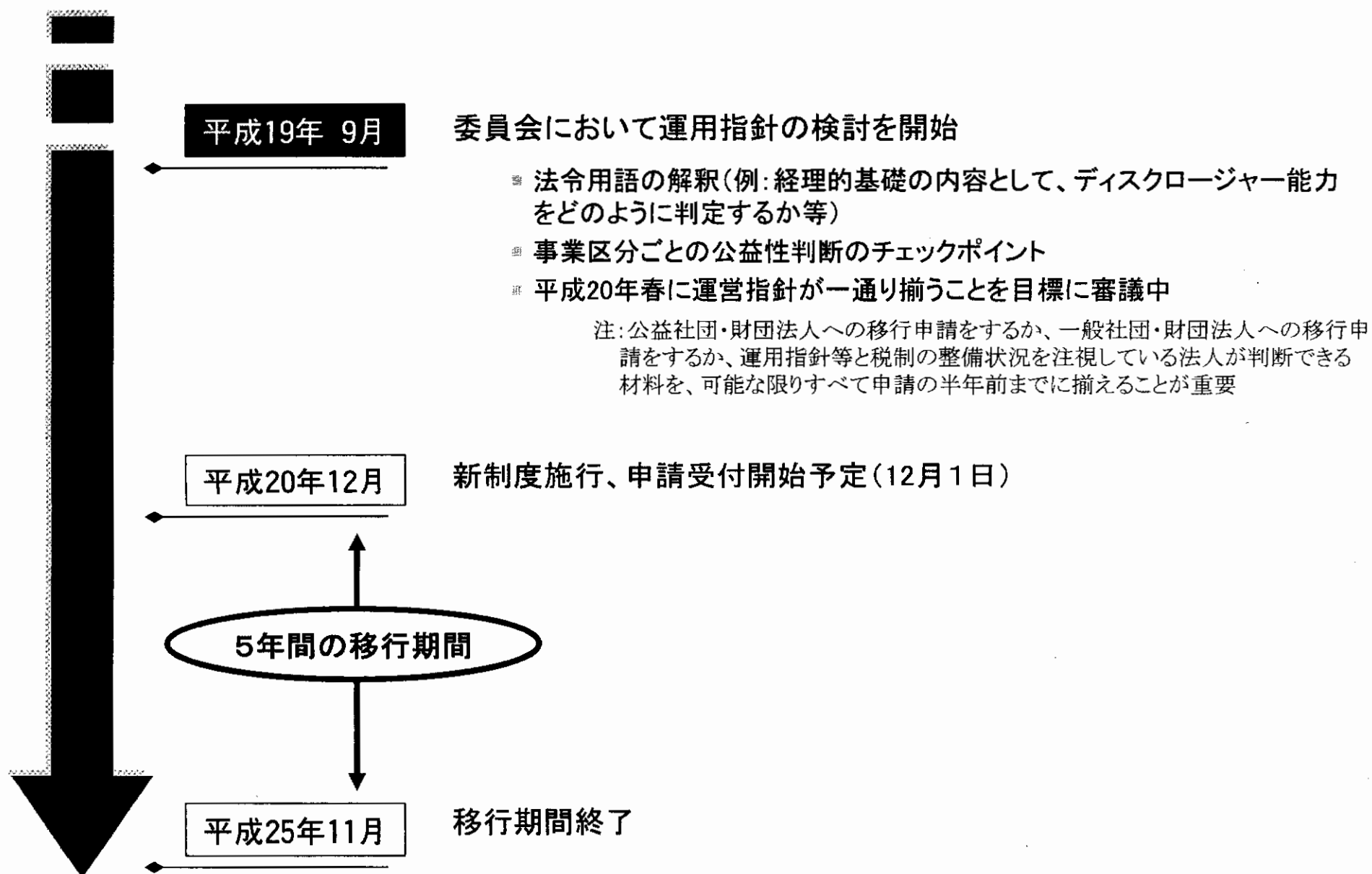
## 2-2 公益法人制度改革の主要な経緯②

2007/10/12



## 2-3 公益法人制度改革の今後の展開

2007/10/12



## 3-1 新制度の概要①

2007/10/12

### ◆ 3本の法律から構成

通称

一階法

非営利の社団・財団が登記のみで法人格を取得できる制度を創設

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

二階法

内閣総理大臣または都道府県知事が民間有識者による委員会の答申に基づき、公益性の認定を行う等の制度を創設

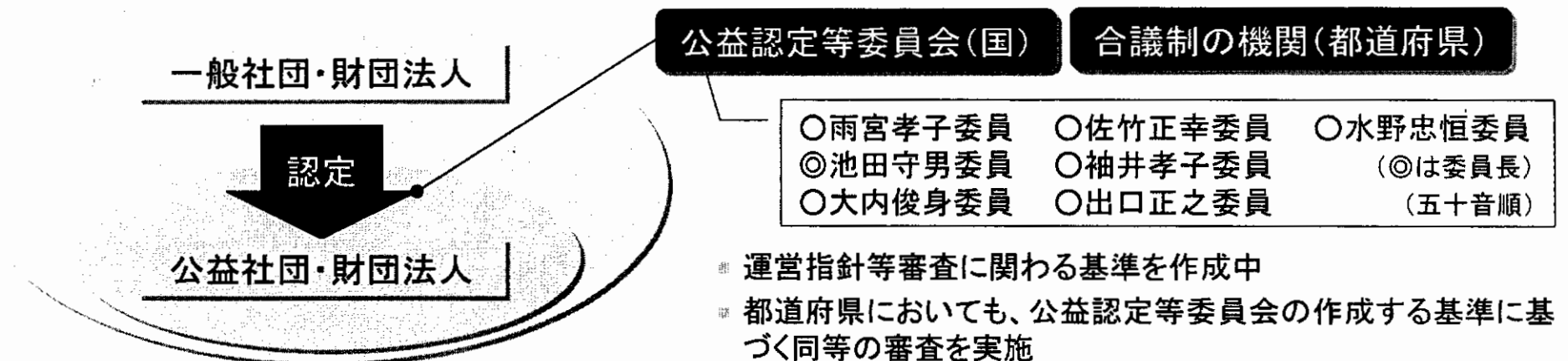
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

整備法

現行の2万5千余の公益法人が新制度へ移行するための手続を整備

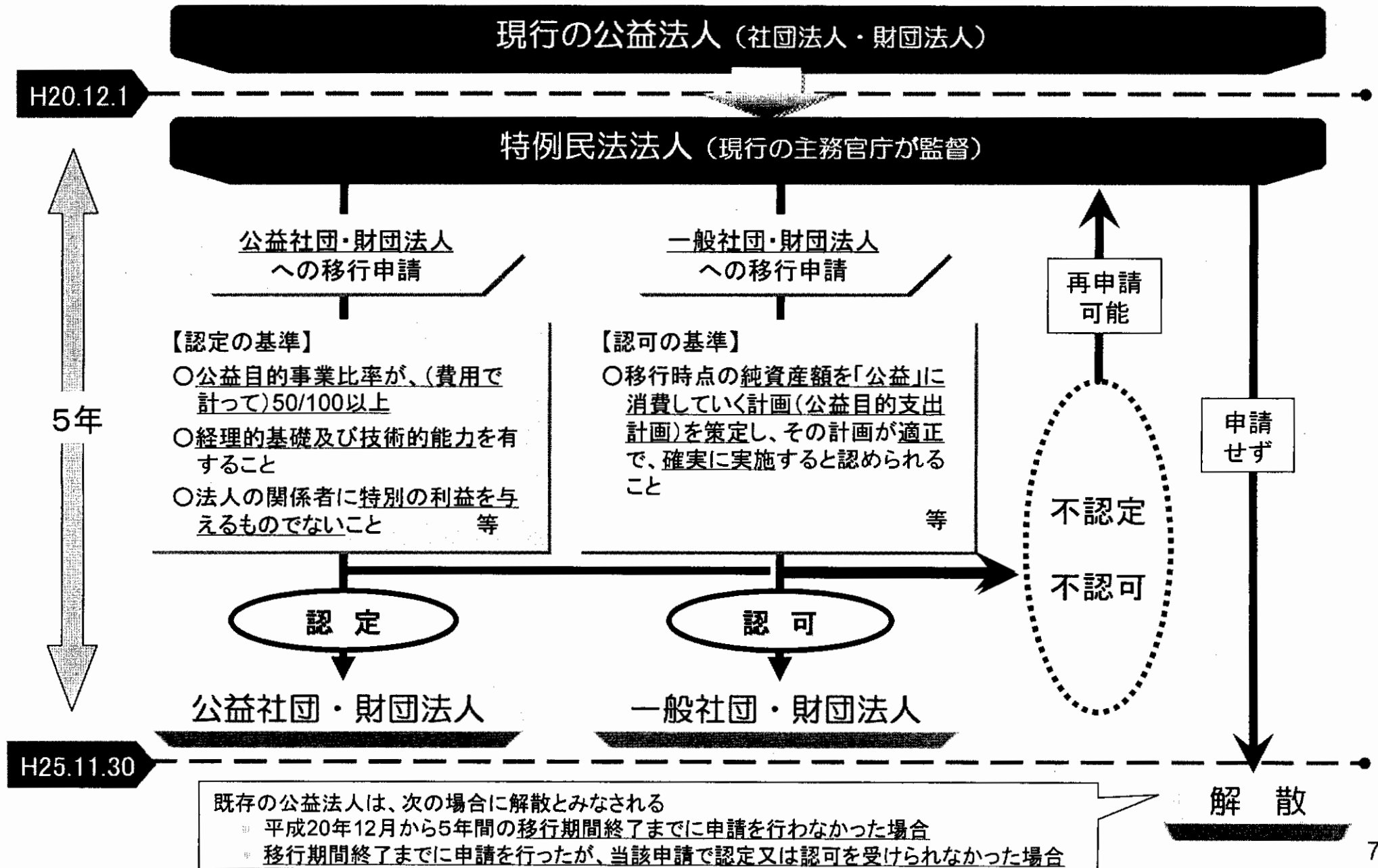
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### ◆ 公益性の認定は、公益認定等委員会が一元的に実施



## 3-2 新制度の概要②

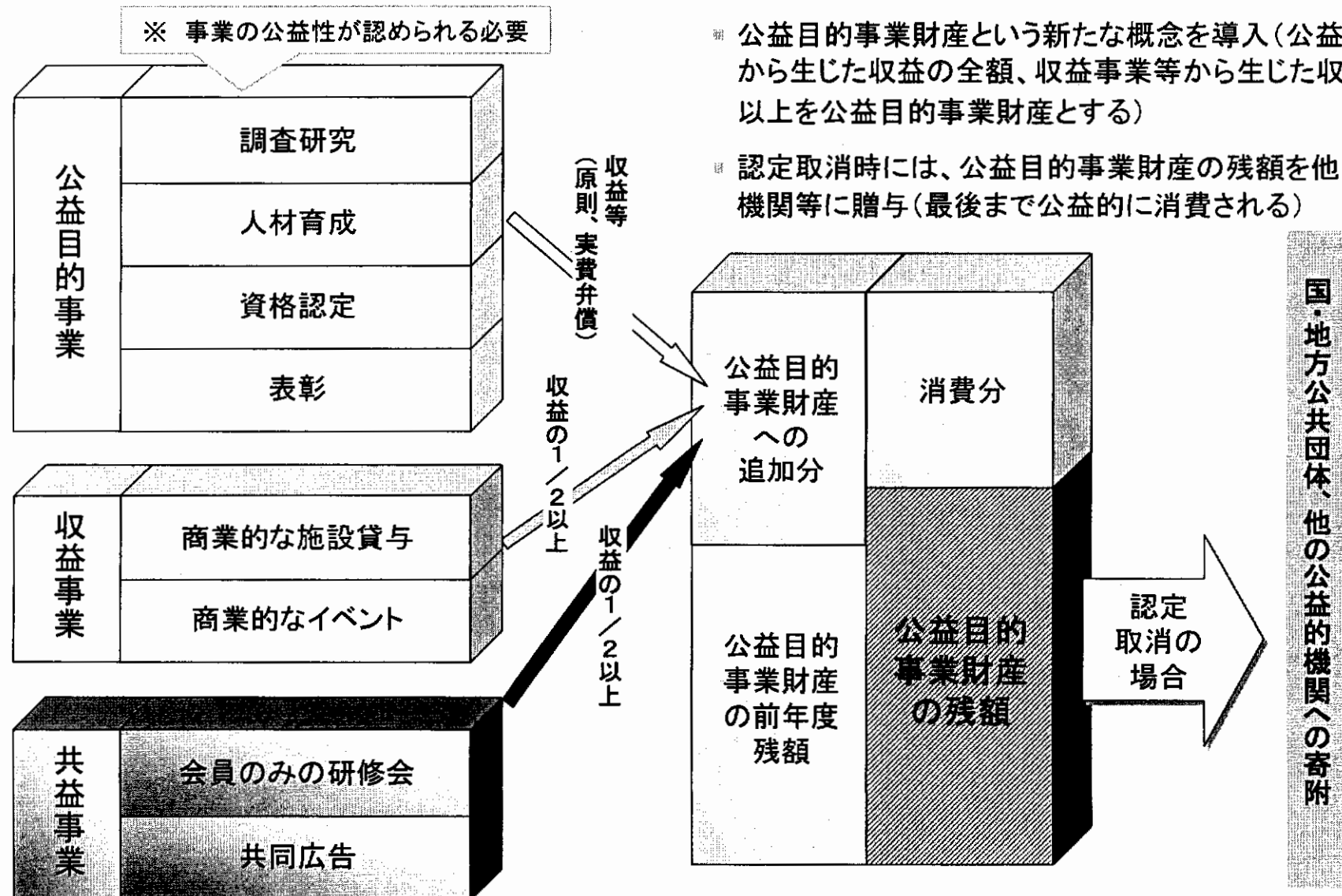
2007/10/12



## 4 公益目的事業財産

2007/10/12

### ◆ 公益目的事業財産の流れ



- これまで曖昧であった「公益」と「共益」を明確に区別  
※法律上の「公益」とは「不特定かつ多数の者の利益の増進」をいう
- 公益目的事業財産という新たな概念を導入(公益目的事業から生じた収益の全額、収益事業等から生じた収益の50%以上を公益目的事業財産とする)
- 認定取消時には、公益目的事業財産の残額を他の公益的機関等に贈与(最後まで公益的に消費される)

## 5 内部統治（ガバナンス）及び法人の監督

2007/10/12

### ◆ ガバナンスに関する規定（法律により、詳細に整備）

- 理事会・評議員会には理事・評議員本人の出席が必要（定足数として過半数が必要）
- 理事・監事・会計監査人の選任は、社員総会又は評議員会に一任
- 議事については議事録を作成し、出席した理事・監事の署名が必要
- 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の規定は無効
- 毎年度、定時社員総会の終了後、遅滞なく貸借対照表等を公告
- 定款変更等の社員総会における決議は、総社員の1／2以上であって総社員の議決権の2／3以上の多数が必要

等

### ◆ 監督に関する規定

- 公益社団・財団法人は、毎事業年度、財産目録、計算書類、役員名簿等を提出（その他、必要に応じて報告徴収）
- 委員会による定期立入検査
- 公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人に対しても、委員会が監督
- 必要に応じ、突然の立入検査
- 勧告、命令、認定取消し（→公益目的事業財産を他の公的機関に贈与）

等